

届出手続きの流れ

1. 事前相談

開店前(工事を始める前)に、営業施設基準や手続きに必要な書類等について、ご相談ください。

2. 書類の提出（開店日 2～3週間前頃）

必要書類に不備がないよう確認のうえ、那覇市保健所生活衛生課の窓口（2階1番窓口）へ手数料を添えて提出します。

- ※ 納付された手数料は、那覇市手数料条例第5条に基づき、お返しすることができませんのでご注意ください。
- ※ 開設届是那覇市保健所ホームページからもダウンロードできます。

3. 施設検査

施設完成后、保健所の環境衛生監視員が施設へ伺い、実際の施設や設備が施設基準に適合しているか検査を行います。営業者の立ち会いをお願いします。

- ※ 施設基準に適合しない場合は、改善後に再検査を行いますので、早めの検査をおすすめします。

4. 検査確認済証の交付

検査確認済証の交付には時間を要します。（1週間程度）
検査確認済証ができましたら連絡します。窓口にて受領してください。

5. 営業開始

窓口予約・オンライン事前相談のご案内

- 窓口が混み合う場合がありますので、ご来所の際は事前予約のうえお越しください。
- 事前相談はオンラインでも受付けていますのでご活用ください。



開設に必要な書類等

新規開設、名義変更、施設所在地の移動、大規模な構造設備の変更※2 の場合

☐ 開設届（第1号様式）※1

☐ 構造設備の概要（第1号様式）※1

☐ 器具及び布片類（第2号様式）※1

☐ 登記事項証明書（開設者が法人の場合）
○ 届出日前6か月以内に発行されたもの
○ 写しの場合は窓口にて原本を確認します

☐ 付近の見取図
○ 施設の場所がわかる地図
○ インターネット等から印刷した地図でも構いません

☐ 平面図
○ セット椅子、洗髪設備、洗浄・消毒設備、待合所等主要設備及び面積が確認できるもの

☐ 開設者及び理・美容師の履歴書（第3号様式）※1
○ 理・美容師の免許を持たない無資格者を含む、従事者全員分が必要です

☐ 理・美容師の健康診断書（第2号様式）※1
○ 「結核」と「伝染性皮膚疾患」の有無に関する診断書
○ 必ず原本で届出日前3か月以内に発行されたものをお持ちください
○ 従事する理・美容師全員分が必要です

☐ 理・美容師免許証写し
○ 従事する理・美容師全員分が必要です
○ 窓口にて原本を確認します

理・美容師の免許交付、書換、再交付等及び管理理・美容師の認定講習会の申し込み窓口
(公財) 理容師美容師試験研修センター
〒151-8602 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01 (8階)
電話：03-5579-6878

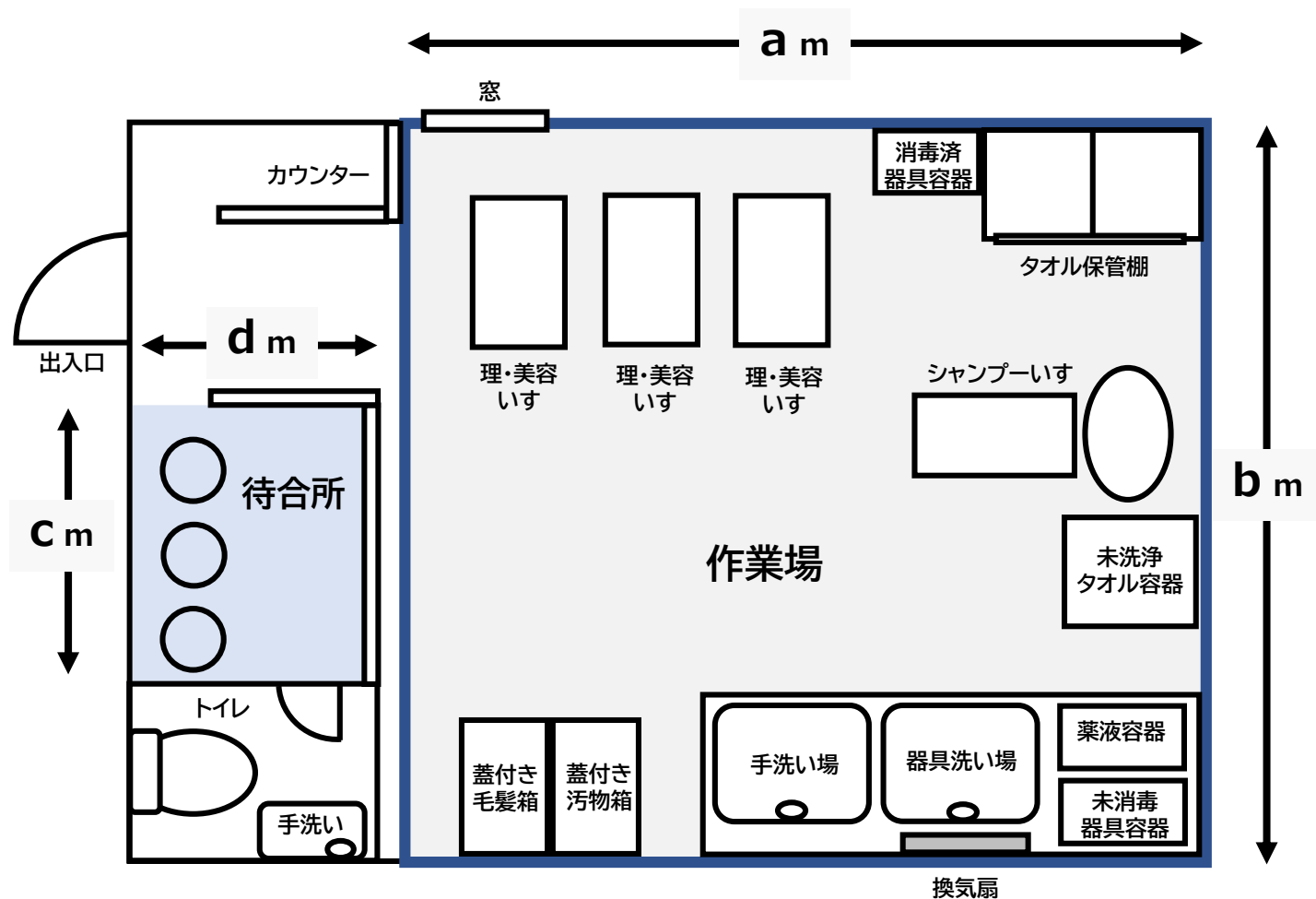
☐ 管理理・美容師資格認定講習会修了証写し（理・美容師が2名以上在籍する場合）
○ 窓口にて原本を確認します
○ 他の理・美容所との兼任はできません

☐ 手数料 16,000円（現金のみ）
○ 入金後の返金はありませんのでご注意ください

※1 保健所窓口又は那覇市保健所 生活衛生課ホームページから取得いただけます。

※2 小規模な構造設備の変更であっても、平面図を持参のうえ事前にご相談ください。

理容所・美容所の平面図（記載例）



○届出の際に提出する平面図には、すべての設備・名称と作業場・待合所の寸法をご記入ください。

作業場面積 (㎡)	いすの台数
9.9～	2
13.2～	3
16.5～	4
19.8～	5
23.1～	6
26.4～	7
29.7～	8
33.0～	9
36.3～	10

作業場面積の基準

理・美容いす 2 脚までは 9.9 ㎡以上。
理・美容いすが 1 脚増えるごとに
さらに 3.3 ㎡必要（左の表 参照）。

※作業場面積には待合所やトイレなどの面積は含まれません。
上図でいうと $a \times b$ ㎡になります（内法算定）。

理容所・美容所 構造設備基準概要

施設の構造	☐ 隔壁等により外部や住居等と区分されており、ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる構造であること。
待合所	☐ 作業場と明確に区画すること。
作業場	☐ 床面積は作業いす（理・美容いす）2脚まで9.9㎡以上とし、作業いすを1台増やすごとに3.3㎡を加えた面積以上とすること。
床・腰板	☐ コンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料であること。 ☐ 腰板の高さは、床面から60cm以上であること。
天井	☐ ほこりの落下を防ぐ構造であること。
手洗い場	☐ 作業場内に従業者専用の手洗い設備を設けること。※ ☐ 手洗い設備には手洗いに必要なせっけん、消毒薬等を常備すること。※
消毒設備	☐ 流水装置のある洗い場を設けること。 ☐ 消毒方法に応じて次のものを備えること。 ・消毒薬、計量器具 ・紫外線消毒器 ・蒸気消毒器 ☐ 器具・タオル等を消毒済みと未消毒で区別して保管する収納ケース等を備えること。
汚物箱・毛髪箱	☐ ふた付きの汚物箱・毛髪箱をそれぞれ備えること。
採光・照明・換気	☐ 作業場内の採光・照明・換気が十分に確保できる構造であること。 ・作業面は100ルクス以上（300ルクス以上が望ましい※） ・室内の炭酸ガス濃度は0.5%以下
トイレ	☐ 隔壁により作業場と区分し、専用の手洗い設備を設けること。※ ☐ 手洗い設備は流水式とし、手洗い用せっけんを備えること。※
更衣室・休憩室	☐ 隔壁等により作業場と完全に区分すること。※
救急箱	☐ 外傷の手当てに必要な薬品・衛生材料（絆創膏、ガーゼ）を備えること。※

※ 理容所及び美容所における衛生管理要領に準じる

